

○総務省令第四十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局免許
手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年五月三十一日

総務大臣 金子 恭之

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定
の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(資料の提出)</p> <p>第五条 船舶局、遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。)、航空機局、航空機地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)又は無線航行移動局の免許の申請をする場合において、申請者と当該無線局の無線設備の設置場所となる船舶又は航空機の所有者が異なるときは、申請者が当該船舶又は当該航空機を運行する者である事実を証する書面を第三条の申請書に添えて提出しなければならない。</p> <p>[2～3 略]</p> <p>4 特定実験試験局の免許を申請するときは、次の各号に定める事項について登録検査等事業者における点検による確認(一一〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線設備の点検による確認であつて、法第二十四条の二第四項第二号に定める校正又は校正に係る業務の実施状況その他の事情により、当該校正又は校正を受けた測定器その他の設備を使用して無線設備の点検による確認を行うことが困難な場合において、総務大臣が適当と認める測定器その他の設備を使用して行う無線設備の点検による確認を含む。)の結果を示す書類を第三条の申請書に添えて提出しなければならない。</p> <p>[一～四 略]</p> <p>[5 略]</p>	<p>(資料の提出)</p> <p>第五条 「同上」</p> <p>[2～3 同上]</p> <p>4 特定実験試験局の免許を申請するときは、次の各号に定める事項について登録検査等事業者による点検により確認したことの書類を第三条の申請書に添えて提出しなければならない。</p> <p>[一～四 同上]</p> <p>[5 同上]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。